

せいび保育園

土砂災害に関する避難確保計画

作成：令和 3 年 6 月 21 日

1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画(以下、「避難確保計画」という)は、土砂災害防止法第8条の二に基づき、せいび保育園近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、せいび保育園に勤務する職員（以下、「施設職員」という）および施設の利用者または出入りをする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

2 [防災体制に関する事項]

(1) [各班の任務と組織]

1) 各班の任務

①指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

②情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。

③避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図

《昼間》

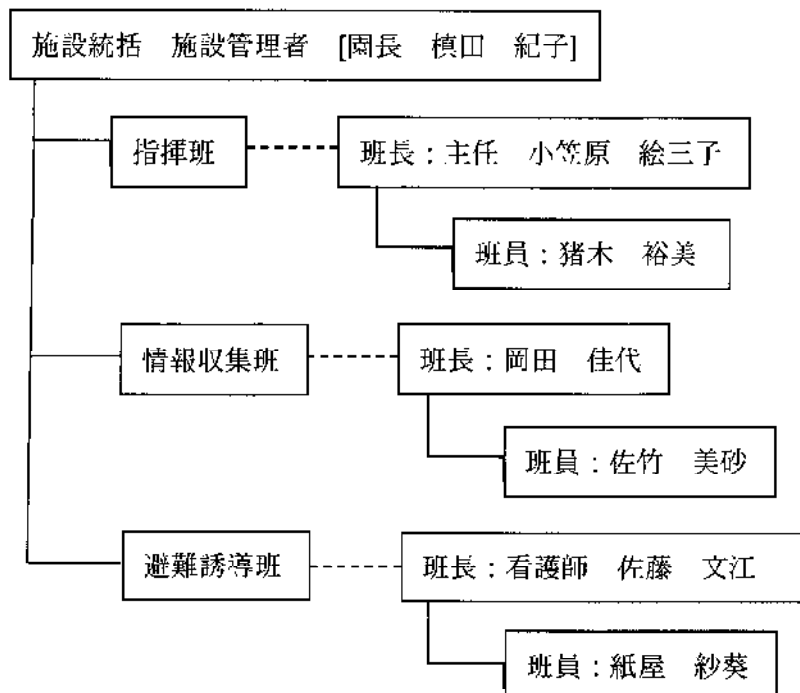


図-1 職員の役割分担

3) 参集基準

表 1 参集基準

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集基準	・台風接近が予測される場合 ・大雨が予測される場合	・気象情報等の情報収集	・施設職員全員
応援当番職員参集	・大雨警報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・避難準備	・防災当番施設職員
全職員参集	・上砂災害警戒情報が発表された場合 ・避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導	・施設職員全員

4) 連絡網

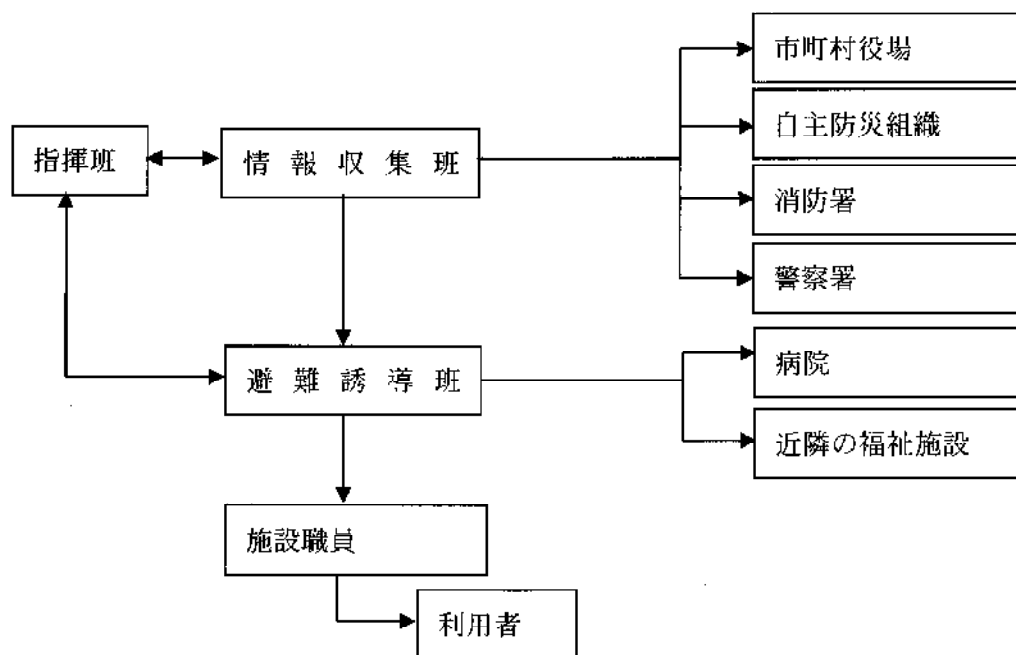


図 2 緊急連絡網

5) 関係機関緊急連絡先

表 2 関係機関緊急連絡先

機関名		電話番号	FAX 番号	メールアドレス	備考
防災行政機関	井原市役所（子育て支援課）	62-9517	62-9310	Kosodatecity.ibara.lg.jp	
	井原市役所（危機管理課）	62-9550			
	井原消防署	62-1260			
	井原警察署・高屋駐在所	67-0103			
防災行政機関	高屋地区 自治会長				
	高屋防災会 防災会長				
	井原第一クリニック				
	西備工業				
防災行政機関	電気				
	ガス				
	水道				
	通信				

(2) [事前対策]

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、なるべく家庭保育の出来る方にはお願いするとともに、職員の役割分担を再確認する。

(3) [情報収集及び伝達]

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班及び利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況等の情報を入手した場合は速やかに市役所・消防署等へ通報する。

表 3 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	施設職員共有方法
気象情報	市役所等 テレビ・インターネット	口頭伝達
土砂災害警戒情報	市役所等 テレビ・インターネット	口頭伝達
避難勧告等 ・避難準備・園児避難開始 ・避難勧告 ・避難指示等	市役所等 テレビ・インターネット	口頭伝達

表 4 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	FAX	井原市役所（危機管理担当）、消防等
被害情報	情報収集班	FAX	井原市役所（危機管理担当）、消防等
避難準備等について	避難誘導班	口頭伝達	施設職員・利用者
避難開始等について	避難誘導班	口頭伝達 FAX	施設職員・利用者 井原市役所（子育て支援課・危機管理課）、消防等

3 [避難誘導に関する事項]

1) 避難誘導等

井原市指定緊急避難場所へ避難誘導する。

但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、近隣の待機場所 に待避する。

立ち退き避難が危険な場合には、施設のホールへ避難誘導する。

2) 避難基準

①市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

・避難開始基準：避難準備・避難勧告発令

②自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

- ・崖の表面に水が流れ出す。
- ・崖から水が噴き出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- ・崖からの水が濁りだす。
- ・樹木の根の切れる音がする。
- ・樹木の倒れる音がする。
- ・崖に割れ目が見える。
- ・斜面が膨らみだす。
- ・地鳴りがする。

3) 避難方法

①井原指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・井原指定緊急避難場所までの移動は、車または、徒歩によるものとする。
車による移動：車両 台（利用者全員、施設職員全員）
- ・施設からの避難完了確認の為、未避難者の有無を確認する。

②施設内避難の場合

- ・施設のホールへの避難は、徒歩によるものとする。
- ・施設からの避難完了確認の為、未避難者の有無を確認する。

4) 避難経路

①指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・定信公園（避難場所）までの移動は、旧 313 号線を渡り、高架下を通る経路とする。（経路図は、別添図のとおり）

②施設内避難の場合

- ・施設館内の避難経路は各クラス前の廊下とする。
（経路図は、別添図のとおり）

5) 施設周辺や避難経路の点検

①施設周辺の点検

- ・定信公園（避難場所）に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

- ・定信公園（避難場所）までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

6) 避難の実施

- ・避難にあたっては、避難開始を拡声器等で、「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者に周知する。

4 [避難の確保を図るための施設の整備に関する事項]

- 1) 停電した時の為、自家発電装置（発電機）を導入し、発電に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。
- 2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表 5 に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表 5

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集 伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車椅子、担架、大人用紙おむつ、常備薬、施設内の避難の為の水、食料、寝具、防寒着

5[防災教育及び訓練の実施に関する事項]

1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画する事を基本とする。

その、主な内容は以下のとおり。

- ①土砂災害の前兆について
- ②情報収集及び伝達体制
- ③避難判断・誘導
- ④本避難確保計画の周知

2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

- ①訓練内容
- ②情報収集及び伝達
- ③避難判断
- ④避難訓練（乳幼児に応じた避難手法、避難方法等）

3) 訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね 1 回行う。

- ①新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
- ②全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6 月まで）に実施する。

せいし保育園 施設平面図 (令和元年7月現在)

